

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書 年 月 日 群馬県知事 あて 申請者 ふりがな 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 郵便番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$\text{m}^3/\text{日}$ () 時間 $\text{t}/\text{日}$ () 時間 $\text{m}^3/\text{時間}$ $\text{t}/\text{時間}$ 埋立地の面積 m^2 埋 立 容 量 m^3
△一般廃棄物 処理施設の 位置、構造 等の設置に 関する計画 に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の 処理方式	
	一般廃棄物処理施設の 構造及び設備	
	処理に伴 い生ずる 排ガス及 び排水	量
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事 務 処 理 欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第3面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数 又は 出 資 の 額	本	籍
		割 合	住	所

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 知事が指定する部数を提出すること。

※手数料欄